

税金

税金（市税）は市の財政を支える大切な柱です。市では、この税金をもとにいろいろな市民サービスを実施しています。

税金（市税）の種類

■ 市民税・都民税

市民税は、毎年1月1日現在、市内に住んでいる方を対象に課税されます。前年の1月から12月までの所得を基礎として、均等に賦課される「均等割」と、所得に応じて賦課される「所得割」があります。都民税も同様に市・都民税として合わせて課税されます。

市民税・都民税の申告は1月1日現在の居住地に、前年1年間の所得を3月15日までに申告をしてください。ただし、次の方は申告義務はありません。

- ①勤務先から給与支払報告書が提出されていて、他に所得がなかった方
- ②収入が公的年金のみの方（公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合は申告が必要です）
- ③同居の親族の扶養になっている方

■ 市・都民税の均等割と所得割の税率

（平成26年度～令和5年度）

区分		税率
均等割	市民税	3,500円
	都民税	1,500円
所得割	市民税	6%
	都民税	4%

▶ 課税課市民税係 ☎497-2040

■ 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所または事業所を有する法人に課税されます。法人税（国税）として申告した法人税額を課税標準額として算出する法人税割と、資本金の金額等によって区分される均等割との合計額によって、事業年度終了の日から2か月以内に確定申告をして納めることになっています。

▶ 課税課市民税係 ☎497-2040

■ 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に所在する土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。税額は価格を基礎に計算した課税標準額に、1.4%の税率をかけて算出した額です。

また、土地および家屋の価格等を掲載した土地家屋価格等縦覧帳簿は、毎年4月1日～5月31日（土・日曜日、祝日

の場合は翌開庁日）の間縦覧できます。

都市計画税は、毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に固定資産税と一緒に課税されます。税額は、課税標準額に0.3%（令和3年度から令和5年度までは0.25%）をかけて算出します。

▶ 課税課固定資産税係 ☎497-2042

■ 軽自動車税（種別割）

毎年4月1日現在、軽自動車（原動機付自転車、軽二輪車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を含む）を所有されている方に課税されます。

原動機付自転車・小型特殊自動車の手続き時、身分証明書（免許証など）の他に必要なもの

区分	販売 証明書	譲渡 証明書	廃車 証明書	ナンバー プレート	標識交付 証明書
新規登録	○				
廃車				○	○
名義 変更	廃車済	○	○		
	ナンバー有	○		○	○

※上記以外の手続については、所有する車体の種別により下記手続き場所にお問い合わせください。

手続き場所	種別
清瀬市役所	原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕用、その他）
軽自動車検査協会多摩支所 府中市朝日町3-16-22 ☎050-3816-3104	軽四輪自家用（乗用・貨物）、軽四輪営業用（乗用・貨物）
多摩自動車検査登録事務所 国立市北3-30-3 ☎050-5540-2033	二輪の小型自動車、軽二輪車

▶ 課税課市民税係 ☎497-2041

■ 市たばこ税

市内で販売されているたばこ代金には、市の財源となる税が含まれています。市内でたばこを購入すると、1本あたり約6円の税金が市の収入として入り、貴重な財源として市政に生かされます。

▶ 課税課市民税係 ☎497-2040



カギの専門店

詳細マップ5図 C-5

24時間 緊急出張致します！ 車 バイク も大歓迎！

カギの専門店 ブルーロック

☎042-491-7100 カギ 金庫 ドア 窓

■清瀬市松山3-16
TEL:0120-01-9801
■営業時間/24時間対応致します
■URL:https://bluelock.net/

■定休日/当社指定日
※お見積り・ご相談のみも大歓迎、防犯対策もお任せください。



税金・年金・保険

市税・保険料の納付方法

市税等の納期

納期は下表のとおりです。納期限については、市報でその都度お知らせします。

月区分	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市・都民税 (普通徴収)			●		●		●			●		
固定資産税・ 都市計画税		●		●					●		●	
軽自動車税 (種別割)		●										
国民健康保 険税				●	●	●	●	●	●	●	●	●
後期高齢者 医療保険料				●	●	●	●	●	●	●	●	●
介護保険料				●	●	●	●	●	●	●	●	●

市税等の納付先は

金融機関等、コンビニエンスストアおよび清瀬市役所をご利用ください。ご利用いただける各金融機関・コンビニは、納税（納入）通知書の裏面または市ホームページでご確認ください。

※次の場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。

納付書にバーコードの印刷が無い場合（1期（納付書1枚）あたりの金額が30万円を超える場合）、納付書の内容が訂正されている場合やバーコード部分に汚損やき損があり読み取れない場合

スマートフォン決済アプリでの納付

納付書に印刷されている「コンビニ収納用バーコード」をスマートフォンの専用アプリで読み込み、各金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口に出向くことなく、「いつでも・どこでも・簡単に」清瀬市の市税等を納付することができます。利用可能なスマートフォン決済アプリは市ホームページでご確認ください。

市税等の納付は口座振替が便利です

口座振替納付は、指定した口座から納期限日に自動的に引き落として納付することができます。納税（納入）通知書・印鑑（預金通帳に使っているもの）・預金通帳を持って各金融機関、郵便局または清瀬市役所で手続きができます。

また、清瀬市役所ではペイジー口座振替受付サービスを実施しており、キャッシュカードのみでその場で口座振替の登録ができます。

口座振替・ペイジー口座振替受付サービス対応の金融機関等は市ホームページでご確認ください。

納期限後の納付は

納期限を過ぎた市税等には延滞金がかかります。延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて計算した額が加算されます。

納付相談

生活困難や事業不振などのために、どうしても納期限までに納付できない場合には、お早めにご相談ください。

納付についての問い合わせ

○市都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税
…徴収課徴収係

○国民健康保険税…保険年金課国保係

○後期高齢者医療保険料…保険年金課高齢者保険係

○介護保険料…介護保険課管理係

減額申告について

▶課税課固定資産税係 ☎497-2042

新築住宅の減額申告

新築された住宅が、床面積の一定の要件を満たす場合は新たに課税される年度から3年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物は5年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税額（居住部分で1戸あたり120㎡相当分までを限度）を1/2減額します。

新築された認定長期優良住宅の減額申告

新築された長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅が、床面積の一定の要件を満たす場合は、新たに課税される年度から5年度分（3階建以上の耐火・準耐火建築物は7年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税額（居住部分で1戸あたり120㎡相当分までを限度）を1/2減額します。

住宅の改修工事に伴う減額申告

（1）住宅耐震改修

昭和57年1月1日以前からある住宅で、令和4年3月31日までに、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合するよう一定の耐震改修工事を施した場合、工事完了日より、その翌年度分から1年度分（当該住宅が建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する、「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合には、2年度分）、当該住宅に係る固定資産税額を1/2減額します。

※住宅のバリアフリー改修および住宅の熱損失防止（省エネ）改修の減額制度との併用はできません。



建築・修理・リフォーム

一般建築請負・設計・施工

有限会社中村工務店

古き良き伝統を守りながら、最新の技術でお客様の住まいづくりを応援します。

■清瀬市中里3-1114 ■TEL:042-491-2361
■営業時間/8:00~18:00 ■定休日/日曜・祝日
■URL: <http://nakamura-koumuten.co.jp/>
■東京都知事許可(般-28)第1204号

エリアマップ2図 E-3

(2) 住宅のバリアフリー改修

新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸部分を除く）のうち、65歳以上の方、介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている方、または障害者の方が居住するもので、令和4年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担が50万円を超えるもの）を施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額（居住部分で、1戸あたり100㎡相当分までを限度）を1/3減額します。

※住宅耐震改修の減額制度との併用はできません。

(3) 住宅の熱損失防止（省エネ）改修

平成20年1月1日以前からある住宅（賃貸部分を除く）で、令和4年3月31日までに、一定の省エネ改修工事を施した場合、当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額（居住部分で、1戸あたり120㎡相当分までを限度）を1/3減額します。

※住宅耐震改修の減額制度との併用はできません。

※（1）（3）について長期優良住宅の認定を受けて改修すると減額割合が変わります。

※各改修工事完了日から3か月以内の申告が必要です。

要安全確認計画記載建築物等の耐震改修家屋の減額申告

建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物について、政府の補助を受けて、平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事をを行った場合、翌年度から2年度分、当該家屋に係る固定資産税額を減額します。

※添付書類や減額要件など、詳しくは市ホームページでご確認いただくか、担当係へお問い合わせください。

※減額措置について適用期限の延長・見直しがあった場合には、市ホームページにてお知らせいたします。

※改修工事完了日から3か月以内の申告が必要です。

税の減免

市民税

生活が困難で生活保護等を受けている方

▶課税課市民税係 ☎497-2040

固定資産税・都市計画税

①生活が困難で生活保護等を受けている方

②災害などにより、固定資産に大きな損害を受けた方等

▶課税課固定資産税係 ☎497-2042

軽自動車税（種別割）

①身体障害者等が所有する軽自動車

②その構造がもっぱら身体障害者などの利用に供するための

ものである軽自動車等

③公益のために直接専用するものと認められる軽自動車等

▶課税課市民税係 ☎497-2041

都税・国税に関する問い合わせ

都税

【内容】都税の納税・納付書の再発行・法人事業税・都民税申込受付・不動産取得税申告受付・自動車税減免申請・個人事業税減免申請受付・納税証明書の発行・都税に関する相談等

▶小平都税支所（小平市花小金井1-6-20）

☎042-464-0070

国税

【内容】確定申告・所得税・法人税・贈与税・相続税・消費税等

▶東村山税務署（東村山市本町1-20-22）

☎042-394-6811

税務関係証明・閲覧

市税等の証明が必要なときは

市税等の証明が必要なときは、運転免許証等の本人確認ができる身分証明書を市役所へ持参してください。代理人が申請する場合は委任状が必要です。申請書はホームページからもダウンロードできます。また、ホームページの電子申請サービスからも申請できます。

郵送での申請

ホームページからダウンロードした申請書（便箋等でも可）に、証明の種類・枚数・年度・証明が必要な方の氏名・ふりがな・生年月日・日中連絡の取れる電話番号・住所（現住所と清瀬市の住所）を記入してください。下記のものを同封してお送りください。

【郵送請求に必要なもの】①申請書、②返信用封筒（切手貼付）、③身分証明書の写し（顔写真付きのもの）、④手数料分の定額小為替

コンビニでの発行が可能です

詳細は18ページ「コンビニ交付について」をご覧ください。

市税等に関する閲覧

証明書と同様に、所定の申請書に記入してください。

※各証明に関する詳細は市ホームページをご覧ください。係へお問い合わせください。



塗装・防水・内装・各種修理

東久留米市

やっぱり安心、地元の工事屋さん!

株式会社タキザワ

自社施工なので、安心・丁寧・低価格。お見積りは無料です。
雨漏りや台風被害の際などご相談ください。

■東久留米市南沢2-17-20
■TEL:042-473-2208 ■FAX:042-474-7789
■営業時間/8:00~19:00 ■定休日/日曜（お問い合わせは可） ■URL: <http://takipen.com/>
■東京都知事許可第81221号 ■一級建築施工管理技士、一級塗装技能士 対応店

税金・年金・保険

市税関係証明・閲覧手数料一覧

	内容	手数料
証明	課税・非課税証明：市・都民税 (郵送申請を除き、市民課窓口で申請)	1通300円
	納税証明：市・都民税、固定資産税・都市計画税、法人市民税、軽自動車税（継続検査用：無料）	1通300円
	土地評価証明、土地台帳登録証明、土地公課証明、所在証明、家屋評価証明、家屋台帳登録証明、家屋公課証明、住宅用家屋証明、家屋滅失確認証明、その他証明	1通300円（住宅用家屋証明は1,300円）
閲覧	土地台帳、家屋台帳、公図、名寄台帳、その他	1件300円

※証明・閲覧手数料は、令和3年10月1日現在の料金です。

国民年金

▶保険年金課年金係 ☎497-2049

国民年金は、被保険者が納める保険料と国の負担金によって国が責任をもって管理運営しています。被保険者が老齢になったときやけがや病気で障害者になったりしたときなどに年金を支給し、生活の安定を図ることを目的としています。

年金加入者

■必ず加入する方（強制加入）

20歳以上60歳未満で日本国内に住所を有する方（外国籍の方を含む）。

第1号被保険者：自営業・自由業・農林漁業などの方とその配偶者、学生、無職の方

第2号被保険者：厚生年金保険・共済組合に加入している方（国民年金に同時加入します）

第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者

■希望で加入できる方（任意加入）

60歳から65歳までの年金額を満額に近づけたい方や、受給資格期間が足りない方は、希望すれば任意加入できます。その他、外国に居住する日本国民の方（20歳以上65歳未満）が任意加入できます。

※65歳以上70歳未満で受給資格期間を満たしていない方で、昭和40年4月1日以前に生まれた方であれば任意加入ができます。

資格喪失の届出

60歳前に就職して厚生年金・共済組合に加入したときは、就職先の事業主が行う資格届により確認されますので、本人の届出は不要です。

保険料

■第1号被保険者

令和3年度の保険料は、月額16,610円です。保険料は物価上昇などを考慮して毎年度改正されます。なお、将来年金を多く受けるため、月額400円の付加保険料を納めることができます。（ただし、国民年金基金に加入している方は、お申し込みできません）

保険料は納付期限から2年間を過ぎると納めることができなくなります。納め忘れを防ぐ、口座振替が便利です。2年分・1年分・半年分前納や、当月末に振り替える早割などの割引制度があります。また、クレジットカード納付もあります。

■納付が困難なときは

経済的な事情などにより保険料の納付が困難な方には、前年の所得により保険料が（全額または一部）免除される制度、および50歳未満（学生は除く）の方には、納付猶予制度があります。また、学生には学生納付特例制度があります。（いずれも毎年度申請が必要）

●学生納付特例制度

学生（夜間部、定時制課程および通信課程の学生で、修業年限が1年以上ある学生含む）については、本人の所得が一定額以下のとき、申請して認められると、学生期間中の保険料の納付が猶予されます。

■産前産後免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属す



る月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます。

第2号被保険者

厚生年金保険料または共済組合費のなかに基礎年金分として含まれています。

第3号被保険者

保険料は、配偶者が加入している年金制度から拠出されますので、ご自分で納める必要はありません（配偶者の勤務先に届出が必要です）。

手続きの種類	届出に必要なもの	備考
加入するとき・加入する種別が変わった時	年金手帳またはマイナンバーカード、右のいずれかの書類	離職票、退職証明書、社会保険資格喪失証明書
付加保険料を申し込みたい時	年金手帳	申し込んだ月からです。200円×納付月数が老齢基礎年金と合わせて支給になります
保険料の口座振替を希望する時	年金手帳、預金通帳、届出印	
保険料の免除・納付猶予申請（一般）	年金手帳またはマイナンバーカード	強制加入の第1号被保険者のみ（世帯の所得の制限があります）
学生納付特例制度	年金手帳またはマイナンバーカード、学生証（コピー可）または在学証明書	強制加入の第1号被保険者で大学・短大・専門学校および高等学校等の昼夜間部・通信制課程の学生など
産前産後免除	年金手帳またはマイナンバーカード、出産前の方は母子健康手帳または医療機関発行の証明書など出産予定日を明らかにできるもの	出産予定日の6か月前から届出できます。
障害基礎年金の請求（20歳前に初診日のある方、第1号被保険者期間中に初診日のある方）	指定された用紙が市役所年金係にあります。まずはこちらで相談ください。	初診日までの納付要件を満たしていること（20歳前に初診日のある方は除く）。厚生年金加入中に初診日のある方は年金事務所にご相談ください。
老齢基礎年金の請求（第1号被保険者期間のみの方）	年金手帳、預金通帳、マイナンバーカード	第2号・3号期間のある方は年金事務所へ

保険料の所得控除

納めた保険料は、社会保険料控除額として所得から差し引いてもらえます。年末調整や確定申告のときには、忘れずに申告してください。なお、申告の際は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が必要です。

相談窓口

▶ 保険年金課年金係 ☎97-2049

▶ 武蔵野年金事務所（武蔵野市吉祥寺北町4-12-18）

☎0422-56-1411

国民年金基金制度

▶ 全国国民年金基金

（港区赤坂8-1-22NMF青山一丁目ビル9階）

☎03-6804-2202 ☎0120-65-4192

この制度は、自営業者など、国民年金だけに加入している方（第1号被保険者）のための公的な年金制度です。60～65歳の任意加入の方も加入できます。

加入すると、厚生年金や共済組合の加入者と同じように、国民年金の基礎年金に「上乗せされた年金」を受けることができます。

加入方法などについては、上記へお問い合わせください。

国民年金の給付

種類	給付の条件	年金額（令和3年度）
老齢基礎年金	10年以上保険料を納めた方（保険料免除期間など含む）に65歳から支給。希望すれば60歳から受けられますが、年金額は減額されます。	満額 780,900円 満額になる方…20歳から60歳になる40年間保険料を納付した方・満額にならない方…免除が承認された方、未納のある方
障害基礎年金	国民年金の加入中に初診日があり障害者となった場合に支給（一定の保険料納付要件および、障害等級1級・2級に該当するなどを満たしていることが必要）。20歳前の障害によって障害者になった場合は20歳から支給。この場合、本人の所得による支給制限あり。	1級 976,125円 2級 780,900円+子の加算 1、2人目の子224,700円 3人目以降74,900円（受給権者によって生計を維持している18歳未満の子（※）または障害等級1・2級の障害の状態にある20歳未満の子）
遺族基礎年金	国民年金に加入している方や、老齢基礎年金を受ける資格のある方が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた18歳未満（障害者は20歳）の子（※1）がある妻または子に支給。死亡した方が一定の保険料納付要件を満たしていることが必要。	1. 子のいる配偶者が受け取るとき 780,900円+子の加算額 2. 子が受け取るとき（次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの額） 780,900円+2人目以降の子の加算額 ※1人目および2人目の子の加算額 各224,700円 3人目以降の加算額 各74,900円



税金・年金・保険

種類	給付の条件	年金額（令和3年度）
寡婦年金	第1号被保険者および任意加入者として老齢基礎年金を受けられる資格のある夫が年金を受けずに死亡したとき、婚姻期間（事実婚含む）が10年以上ある妻に60歳から65歳になるまで支給。	夫の第1号被保険者期間分の老齢基礎年金×3/4（付加年金は除く）（※2）
死亡一時金	第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに死亡したときにその生計を同一にしていた遺族（範囲あり）に支給。	120,000円～320,000円 なお、付加保険料を3年以上納付している場合は、8,500円が加算されます。寡婦年金を重複して受けることはできません。

年金額は令和3年4月現在のものです。

- ※1 18歳未満の子は、18歳に到達する年度末まで受給できます。
- ※2 妻が老齢基礎年金を繰り下げ受給している場合は受け取れません。妻がその他の年金を受け取っている場合は選択となります。死亡一時金と重複して受け取ることとはできません。

国民健康保険

▶保険年金課国保係 ☎497-2047、☎497-2048

国民健康保険（国保）は病気やけがに備えて加入者（被保険者）がお金を出し合い医療費などにあてる社会保障制度です。東京都と清瀬市が共同保険者として国の補助とともに運営しています。国保に加入すると世帯主の方が保険税を納める義務を負います。

国保の加入・脱退等の手続き

清瀬市に住民登録をしている方（外国人は3か月を超えて在留期間のある方）で下記のいずれにも該当しない方は必ず国保に加入しなくてはなりません。

- ①職場の健康保険や国保以外の医療保険等に加入している方
- ②生活保護を受けている方

■国保の手続き時に必要なもの

国保に加入するとき・やめるとき・変更があったときは、14日以内に届け出てください。

手続き時に必要なものは本人確認書類とマイナンバーがわかる書類に加え、次表のとおりです。

国民健康保険に加入するとき	手続きに必要なもの
清瀬市に転入してきたとき	前住所地からの転出証明書
ほかの健康保険を抜けたとき	社会保険資格喪失証明書ほか
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止または停止の通知書
子どもが生まれたとき	母子健康手帳

国民健康保険をやめるとき	手続きに必要なもの
他の市町村に転出するとき	国保の保険証
ほかの健康保険に加入したとき	国保の保険証、新しい保険証
生活保護を受けるようになったとき	保護開始の通知書
死亡したとき	国保の保険証

加入・脱退以外の変更が生じたとき	手続きに必要なもの
住所、氏名の変更があったとき	国保の保険証
世帯の内容に変更があったとき	国保の保険証
修学のため転出するとき	保険証、在学証明書



国民健康保険の保険税額の仕組み

国民健康保険を運営するための保険税額は、次の2項目から組み立てられ、それぞれについて個人の負担額を計算し、その合計額を世帯の1年間の保険税として決めています。

また、介護保険の第2号被保険者（40歳以上65歳未満）にかかる介護保険料は、保険税に上乗せされます。

所得割：前年の所得に応じて計算します。

均等割：加入者数に応じて計算します。

※毎年7月中旬に、その年度の納税通知書を送付します。納付について詳しくは22ページ「市税・保険料の納付方法」をご覧ください。

国民健康保険の給付

医療機関などで保険証を提示すれば、医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができます。

医療費の自己負担割合

小学校入学前	小学校入学後 70歳未満	70歳以上 75歳未満
2割	3割	2割 ※現役並み所得者は3割

療養費

下記のときに支払後、市に申請（所定の用紙による病院の証明が必要）してください。審査のうえ、給付率に応じて支給します。

【条件】（③④は医師の同意書または意見書が必要）

- ①旅行中や病気等でやむを得ず「保険証」を提示できずに医者にかかった時
- ②柔道整復師による治療（骨折・ねんざ・脱臼・打撲等）を受けた時（単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術等は対象外となります）
- ③あんま、はり、きゅうなどの施術を受けた時
- ④コルセット等の補装具をつくったり、重病人の入院や転院などの移送に車代がかかった場合（移送については、緊急的と認められない場合は対象外となります）
- ⑤海外渡航中に海外の病院等において療養等を受けた時（医師の証明書等が必要）

高額療養費

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関（70歳未満の方については、同一の医療機関でも入院・歯科・外来はそれぞれ個別に計算）に支払った医療費の自己負担分が一定額を超えたとき、その超えた額が申請によりあとから高額療養費として支給されます。

過去12か月以内に高額療養費の支給を受けた回数が1～3回のときと、4回目以降では自己負担限度額が異なります。

※入院時の食事代・差額ベッド代・雑費は支給対象外

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分（基礎控除後の総所得金額等）	限度額	4回目以降
ア（901万円超）	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1％	140,100円
イ（600万円超）	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1％	93,000円
ウ（210万円超）	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1％	44,400円
エ（210万円以下）	57,600円	44,400円
オ（住民税非課税世帯）	35,400円	24,600円

70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

所得区分 （住民税課税所得）	限度額		4回目以降
	外来（個人）	入院（世帯）	
現役並みⅢ（690万円以上）	252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1％		140,100円
現役並みⅡ（380万円以上）	167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1％		93,000円
現役並みⅠ（145万円以上）	80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1％		44,400円
一般（145万円未満）	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円	44,400円
低所得Ⅱ（非課税で低所得Ⅰ以外）	8,000円	24,600円	
低所得Ⅰ※	8,000円	15,000円	

※低所得Ⅰ 一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人

出産育児一時金

国保の被保険者が出産（妊娠12週経過後の出産・流産を含む）したときに支給されます。

原則として、国保から医療機関に直接支払います。

※直接支払制度を利用していない場合は、申請してください。

【支給額】 1人 42万円



税金・年金・保険

■ 葬祭費

国保の被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

【支給額】 5万円

【必要なもの】 保険証、葬祭費の領収書または会葬礼状、振込口座のわかるもの

■ 人間ドック受診料の助成

国保の被保険者の健康増進を図るため、人間ドック受診料の一部を助成しています。

【対象】 受診日において満30歳以上で、国保税の未納のない方

【申し込み】 直接検査機関に申し込み、受診料をお支払いください。

【助成回数】 1人 年1回（4月1日～翌3月31日）

【助成額】 受診料の1/2の額（ただし、宿泊等は3万円、そのほかは2万円を限度とします）。

保養施設の利用助成

被保険者の健康保持、増進のため保養施設の助成をしています。

【対象】 被保険者で国保税の未納のない方

■ 宿泊施設

先に宿泊施設へご予約ください。一年度中2泊まで、助成は一泊あたりの金額です。

【清瀬市立科山荘】 おとな（中学生以上）2,000円、子ども（小学生）1,000円

【シーサイドいずたが】 おとな（小学生以上）2,000円

※ホームページの電子申請サービスからも申し込み可能

■ 入浴施設

【にいざ温泉】 1人年5回分、1回300円

※そのほか「数馬の湯」「もえぎの湯」「瀬音の湯」「つるつる温泉」の割引利用券もご利用ください。

→電子申請サービス 19ページ

■ その他 各種医療費の助成

→乳幼児の医療費の助成 46ページ

→ひとり親家庭等の医療費の助成 46ページ

→義務教育就学児の医療費の助成 46ページ

▶子育て支援課助成係 ☎497-2088

→心身障害者の医療費の助成 39ページ

▶障害福祉課庶務係 ☎497-2072

後期高齢者医療制度

▶保険年金課高齢者保険係 ☎497-2050

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害があり広域連合の認定を受けた方が対象の、都道府県単位で運営される医療制度で、東京都では「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営を行っています。

後期高齢者医療への加入・脱退について

■ 加入するとき

異動の種類	手続きに必要なもの
75歳になった時	特に手続きは必要ありません※1
清瀬市に転入してきた時	前住所地発行の負担区分証明書※2・マイナンバーカード
生活保護を受けなくなった時	生活保護廃止通知・マイナンバーカード
障害認定を受ける時（※3）	障害の状態を明らかにするもの（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書等）・マイナンバーカード

※1 制度加入前に社会保険などの被用者保険の被保険者だった方は、ご加入の健康保険組合などに脱退の届出が必要となります。

※2 都内からの転入などの場合は、発行されないことがあります。

※3 障害認定を受けようとする場合は、保険年金課高齢者保険係までご相談ください。

■ やめるとき

清瀬市から他の市町村への転出や死亡した時

手続きをしなければならない異動一覧

異動の種類	手続きに必要なもの
他の市町村に転出をした時	保険証・マイナンバーカード
生活保護を受けるようになった時	保険証・生活保護開始決定通知・マイナンバーカード



医療費の窓口負担や自己負担限度額

後期高齢者医療被保険者の方の医療機関等での窓口負担割合は、一定以上の所得者（住民税課税所得145万円以上）とその同一世帯の方は3割、一般の方は1割の負担となります。また、1か月あたりの医療費負担は次のとおりです。

負担割合	所得区分		外来+入院 (世帯ごと)	
			外来（個人ごと）	
3割	現役並み所得課税所得690万円以上		252,600円 + (10割分の医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円※3>	
	現役並み所得課税所得380万円以上		167,400円 + (10割分の医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円※3>	
	現役並み所得課税所得145万円以上		80,100円 + (10割分の医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円※3>	
1割	一般		18,000円 (144,000円※2)	57,600円 (44,400円※3)
	住民税非課税等※1	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

※1 区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方。

区分Ⅰ…ア 住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入80万円以下、その他所得がない方。

イ 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

※2 計算期間1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）のうち、基準日時点（計算期間の末日）で一般区分または住民税非課税区分である被保険者について、一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額（月間の高額療養費が支給されている場合は支給額を控除したあとの額）を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費（外来年間合算）として支給します。

※3 過去12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院（世帯ごと）の限度額」に達した場合も、多数回該当に含みません。

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額認定証」の交付を受けることができる方

【自己負担割合が1割の方】

世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「限度額適

用・標準負担額減額認定証」(以下、減額認定証)の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額の区分Ⅰ・Ⅱが適用され、入院時の食費が減額されます。

【自己負担割合が3割の方】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得割がいずれも690万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示すると保険適用の医療費の自己負担限度額の現役並み所得Ⅰ・Ⅱが適用されます。

その他の給付金等

■人間ドック受診料の助成

【対象】清瀬市の後期高齢者医療被保険者の方で、納期を経過した保険料を完納している方

【助成回数】1人年1回（4月1日～翌年3月31日）

【助成額】受診料の1/2の額（ただし、宿泊等2日以上にわたる場合は30,000円、日帰りの場合は20,000円が限度）

【申請方法】人間ドックを受診した領収書、健診結果のわかるもの、保険証、口座振込のため口座内容のわかるものを持参して、保険年金課高齢者保険係に申請してください。

■保養施設等の利用助成 ※要事前申請

【対象】清瀬市の後期高齢者医療被保険者の方で、納期を経過した保険料を完納している方

【宿泊施設】1人年2泊まで（4月1日～翌年3月31日）

→清瀬市立科山荘 1泊につき2,000円

→シーサイドいづたが 1泊につき2,000円

【入浴施設】1人年5回まで（4月1日～翌年3月31日）

→ゆとりの郷にいざ温泉 1回につき300円

■葬祭費の支給

清瀬市の後期高齢者医療被保険者の方が亡くなったとき、喪主（葬儀を行った方）に支給します。

【支給額】50,000円

【申請に必要なもの】

- ・葬儀費用の領収書、または会葬礼状
- ・申請者の振込口座が確認できるもの
- ・亡くなった方の後期高齢者医療被保険者証

※相続人代表の方の印鑑が必要になる場合があります。

